

ロシアの軍事侵攻に抗議し、即時撤退を求める執行委員会声明

2月24日のロシアによるウクライナへの大規模な軍事侵攻に対して強く抗議し、3月1日、県教組執行委員会は下記のような抗議文を在日ロシア大使館に送りました。

ロシア大統領 ウラジミール・プーチン 殿
在日ロシア大使 ミハイル・ユリエビッチ・ガルージン 殿

抗議文

2月24日、貴国ロシア連邦はウクライナに大規模な軍事侵攻を行った。すでに民間人を含む多数の死傷者が出ており、子どもを含む多くの市民が、平和な生活を理不尽に奪われ、避難や国外脱出を強いられている。自制を求める国際社会の声を無視し、軍事侵攻に踏み切った貴国政府・プーチン大統領に対して、私たちは強い怒りをもって抗議する。

今回の軍事侵攻は、国際社会の平和と安全に重い責任を負う国連安全保障理事会常任理事国である貴国が、国連憲章と国際法を踏みにじて行った暴挙である。貴国はウクライナ国内にある親ロシア派地域の独立を一方的に承認し、「ロシア系住民の保護」や「欧米の圧力に対する自衛」を目的に今回の行動を起こしたとしているが、これは他国への侵略を正当化する常套手段である。二度の大戦と冷戦を経て積み上げられてきた合意とルールを壊し、国際社会に対してきわめて大きな影響を与えると考える。

さらにプーチン大統領が、核兵器使用に言及して国際社会を威嚇していることは、核兵器廃絶へと向かう歴史の流れを逆転させることになり、唯一の戦争被爆国の国民として断じて容認できない。

私たちは、貴国が直ちに軍事行動を止め、ウクライナから撤退することを強く求めるものである。

2022年3月1日
長野県教職員組合 執行委員会

権力者が外交努力を放棄したとき、常に犠牲となるのは力をもたない市民です。軍事力による安全保障でなく、一人ひとりの命と尊厳を守る「人間の安全保障」こそが求められます。

今回のできごとを受けて、日本国内においても改憲・同盟強化・軍事による安全保障に向け、「核共有論」や「非核三原則の見直し」に言及する政治家が現れるなど、危機に便乗した動きが出てきており看過できません。

私たちは、憲法改悪に反対し、教職員組合の原点である「教え子を再び戦場に送らない」の誓いのもと、平和の尊さを子どもたちに伝える責任を確認するとともに、日本および各国政府には、憲法9条の精神をもとに、平和を構築するための外交努力の強化を求めるものです。

2022年3月2日
長野県教職員組合 執行委員会